

# 社会福祉法人 大町市社会福祉協議会

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

### 2. 当社の課題

課題 1： 職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度（育児休業を除く）が十分ではない

### 3. 目標

- ・ 令和5年3月までに、社内グループウェアを通じて育児休業の制度を周知し、男性1名・女性3名以上の取得促進を図る。
- ・ 令和6年3月までに、新たな特別休暇を創設し、周知取得促進を図る。

### 4. 取組内容と実施時期

取組 1： 毎月開催の所属長会議において、育児休業の内容周知

- 令和 4年 4月～ 所属長会議において、育児休業制度について周知し、所属長の理解を促進

取組 2： 社内グループウェア掲示板において、育児休業制度について情報共有を図る

- 令和 4年 9月～ 社会グループウェア等を活用し、育児休業制度について周知

取組 3： 現状、3日間の夏季休暇を5日間へ延長

- 令和 4年 6月～ 県内同業者等の夏季休暇について調査
- 令和 4年 10月～ 調査の内容を基に、所属長会議及び職場委員会等で夏季休暇の在り方について検討
- 令和 6年 3月～ 検討した内容について、就業規則改正後新たな夏季休暇実施

取組 4： 家族生活と職業生活の両立並びに、福利厚生の一環として、誕生日休暇など新たな休暇を創設

- 令和 4年 6月～ 県内同業者等の休暇内容について調査
- 令和 4年 10月～ 調査の内容を基に、所属長会議及び職場委員会等で新たな休暇制度について検討
- 令和 6年 3月～ 検討した内容について、就業規則等に新たに明記し実施